

最優先交渉権者協議要領

1. 最優先交渉権者となった者は、実施要領に記載された参加資格要件に関する以下の資料を遅滞なく提出する。

- ① 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ② 他自治体の受注実績を証明する契約書の写し（任意の2団体で可）
- ③ 国、都道府県、市（区）町村税に滞納のない証明書

提出日より3か月以内に発行されたもの（写しでも可）で、下表に該当する税目の「納税（滞納なし）証明書」を提出すること。

区分	税目	税証明発行者	提出する年度
国税	法人税	所管税務署 （所定の様式）	直近1年分
	消費税及び 地方消費税		
都道府県税 ※	全て	都道府県税事務所	同上
市町村税 ※	全て	市町村	同上

※：都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限る。

なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方にかかる分を提出すること（本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く）。また、委任先を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店開設についての申告書の写しを提出すること。

- ④ 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する認証を取得していることを証明する書類の写し
- ⑤ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）

2. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。

- ① 業務に関する仕様書
- ② 業務に関する契約書
- ③ その他契約書に必要な図書類

- 3. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
- 4. 協議の期間は、休日を含み、概ね3週間とする。
- 5. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
- 6. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、本市に理由を明記した文書をもって通知する。
- 7. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。